

高校生等資格取得支援事業 申請・報告の手順

*申請の手順は以下のとおりです。不明な場合は、当会までご照会ください。

I 申請 (生徒・保護者→教育振興会)

申請に必要な書類

※資料2も参照してください。

手順1 支援金の受給対象者であることの確認

下記(1)～(3)の区分に応じ、必要な書類を提出してください。

※提出書類は令和5年度(今年度)または令和4年度(昨年度)のものでも結構です。

※提出書類は「写し(コピー)」でも結構です。

(1) 高校生等奨学給付金受給者

〈高校生等奨学給付金支給決定通知書〉 10月ごろ在籍校から通知があります。

※「高等学校等就学支援金」とは異なりますので、ご注意ください。

(2) 生活保護(生活扶助)受給世帯

〈生活保護受給証明書〉 居住地の役所(福祉課)で申請すれば即日発行されます。

※発行日が令和4年7月1日以降の証明書が必要です。

(3) 県及び市町村民税所得割非課税世帯(所得割0円)

〈課税(非課税)証明書〉 居住地の役所で申請すれば即日発行されます。

または

〈納税通知書〉 6月ごろ居住地の役所より家庭に届きます。

※いずれの場合も親権者全員分が必要です。

手順2 扶養関係を証明する書類の準備 (「写し(コピー)」でも結構です)

(1) 高校生等奨学給付金受給者 扶養関係を証明する書類は必要ありません。

(2) 生活保護(生活扶助)受給世帯 扶養関係を証明する書類は必要ありません。

(3) 県及び市町村民税所得割非課税世帯(所得割0円)

ア 親権者が2人の場合

〈生徒本人の健康保険証〉

※ただし、健康保険証が「国民健康保険証」の場合は、様式2「扶養申立書」も提出してください。

イ 親権者が1人の場合

(ア)「課税証明書」等に「寡婦(夫)、ひとり親等の記載がある場合

〈生徒本人の健康保険証〉

※ただし、健康保険証が「国民健康保険証」の場合は、様式2「扶養申立書」も提出してください。

(イ)「課税証明書」等に「寡婦(夫)、ひとり親等の記載がない場合

〈生徒本人の健康保険証〉および〈生徒本人の母子家庭等医療費受給者証〉

※ただし、健康保険証が「国民健康保険証」の場合は、〈生徒本人の母子家庭等医療費受給者証〉にかえて、様式2「扶養申立書」を提出してもかまいません。

手順3 申請書類の作成（様式は当会 HP からダウンロードできます）

様式1（高校生等資格取得支援金申請書）

手順4 口座番号を確認するための書類の準備

「通帳」または「キャッシュカード」の写し（コピー）

手順5 在籍を確認するための書類の準備

生徒証の写し（コピー）または在学証明書

在学証明書は学校の事務室に申請すれば発行してもらえます。時間がかかることもあるので、早目に申請しておきましょう。

手順6 検定試験の受験票の写し（コピー）

検定名、受験級、受験者名、受験番号、受験日等必要な情報がはっきりわかるようにコピーしてください。

手順7 申請書類の提出

以下の書類を**郵送または持参**で提出してください。

- ① 所得を証明する書類（写し可）
- ② 扶養関係を証明する書類（該当者のみ）（写し可）
- ③ 申請書（様式1）
- ④ 通帳またはキャッシュカードの写し
- ⑤ 生徒証の写しまたは在学証明書
- ⑥ 検定試験の受験票の写し

※サイズの小さい書類は、A4サイズの用紙にまとめて貼付するなどして紛失しないように留意してください。

II 審査・支援金給付（教育振興会→生徒・保護者）

*申請書等の記載内容を審査し、申請者（生徒・保護者）に「審査結果」を通知します。
給付決定者には申請された指定の口座に支援金を給付します。

III 報告（生徒→教育振興会）

*検定結果をすみやかに当会に報告してください。

検定結果を表すものを**画像形式（jpg等）**や**PDF**にして、**メール**で当会まで提出してください。
メールが利用できない場合は、郵送または持参により提出してください。

本件照会先

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会
総務課 教育活動支援係 柴田

TEL：078-361-6650

FAX：078-361-6677

E-mail：kshoku06@pure.ne.jp